

○神戸学院大学法学会会則

制定 昭和44年4月1日

改正 昭和49年4月1日

改正 昭和51年4月1日

改正 昭和56年4月1日

改正 平成16年4月1日

改正 平成18年6月27日

(名称)

第1条 本会は、神戸学院大学法学会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、事務所を神戸学院大学法学部に置く。

(目的)

第3条 本会は、法学・政治学等に関する教育・研究およびこれらの助成を目的とする。

(事業)

第4条 本会は前条の目的を達成するため、つぎの事業を行う。

- (1) 機関誌「神戸学院法学」の発行
- (2) 神戸学院大学法学会叢書の出版
- (3) 研究会および講演会の開催
- (4) その他評議員会において適当と認めた事業

(会員)

第5条 本会の会員は、つぎの者とする。

- (1) 正会員 法学部の教員および実務法学研究科（法科大学院）の教員
- (2) 名誉会員 前号に定める会員のうちその退職の後も入会を希望する者
- (3) 賛助会員 本会の目的・趣旨に賛同し、所定の会費を納入する者
- (4) 学生会員 法学部学生および大学院法学研究科生および実務法学研究科（法科大学院）生
- (5) 同窓会員 前号に定める会員のうちその卒業（修了）後に入会を希望する者

2 会員には、機関誌「神戸学院法学」を配布する。

(評議員会)

第6条 本会に評議員会を置く。評議員会は、前条第1項第1号に定めた正会員で構成する。

- 2 評議員会は、随時会長がこれを召集する。
- 3 評議員会は、事業報告、決算報告、予算審議その他重要事項の決定を行う。
- 4 評議員会は、評議員総数の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 5 本条第1項の規定にかかわらず、必要に応じ学生会員の代表を評議員会に参加させることができる。

(役員)

第7条 本会につきの役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 編集委員 若干名
- (3) 会計委員 2名

- 2 役員は、評議員会において互選する。役員の任期は2年とする。ただし、再選をさまたげない。

(会費)

第8条 会員は、つぎに定める会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員を除く。

- (1) 正会員 年額 2,500円
- (2) 賛助会員 年額 1口 10,000円
- (3) 学生会員 年額 2,500円
- (4) 同窓会員 年額 2,500円

- 2 学生会員は、入学時に入会金1,000円および4カ年分の会費を一括納入する。ただし、大学院法学研究科生修士課程は2カ年分、博士後期課程は3カ年分とする。実務法学研究科(法科大学院)生は2カ年分または3カ年分とする。同窓会員は毎年4月に1カ年分を納入する。

(会計年度)

第9条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会則の改正)

第10条 本会則の改正は、評議員会の決議による。ただし、この決議は出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附 則

会員でない者が機関誌「神戸学院法学」の定期購読を希望する場合には、年額4,000円を納入しなければならない。